

(別紙) 新旧対照表

横浜型企業誘致・産業立地促進計画

新	旧
<p>1～3 (略)</p> <p>4 地域再生計画の目標</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) これまでの取り組み</p> <p>ア 企業立地促進条例等による企業誘致の推進</p> <p>(略)</p> <p>特に、企業立地促進条例については、制定当初は、都心部のみなとみらい21地区(業務系)と京浜臨海部(工業系)の2地区を対象地区としてスタートした制度であるが、企業誘致の重要性に鑑み、平成17年12月に業務系3地区、工業・研究所系4地区を追加し、企業誘致の促進に取り組んでいるところであり、平成21年12月末までに<u>53件</u>の条例支援を認定し、本市の予定支援額で約<u>177億円</u>、認定事業の総投下資本額で約<u>3009億円</u>の投資を誘導している。</p> <p>(略)</p> <p>◆横浜市の企業立地促進条例の概要</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 支援内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投下資本の額に応じ、固定資産税・都市計画税の1/2、5年間の減免、及び投資金額の<u>8%</u>(ただし研究所は<u>10%</u>)(最大20億円)の助成金の交付。 <p>4 実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年4月の制度制定以降、平成21年12月末までに<u>53件</u> <p>イ～オ (略)</p>	<p>1～3 (略)</p> <p>4 地域再生計画の目標</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) これまでの取り組み</p> <p>ア 企業立地促進条例等による企業誘致の推進</p> <p>(略)</p> <p>特に、企業立地促進条例については、制定当初は、都心部のみなとみらい21地区(業務系)と京浜臨海部(工業系)の2地区を対象地区としてスタートした制度であるが、企業誘致の重要性に鑑み、平成17年12月に業務系3地区、工業・研究所系4地区を追加し、企業誘致の促進に取り組んでいるところであり、平成20年3月末までに<u>35件</u>の条例支援を認定し、本市の予定支援額で約<u>170億円</u>、認定事業の総投下資本額で約<u>2384億円</u>の投資を誘導している。</p> <p>(略)</p> <p>◆横浜市の企業立地促進条例の概要</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 支援内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投下資本の額に応じ、固定資産税・都市計画税の1/2、5年間の減免、及び投資金額の<u>10%</u>(最大50億円)の助成金の交付。 <p>4 実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年4月の制度制定以降、平成20年3月現在までに<u>35件</u> <p>イ～オ (略)</p>

新	旧
<p>(3) (略)</p> <p>5 目標を達成するために行う事業</p> <p>5-1 全体の概要</p> <p>企業誘致等については、引き続き、課税特例や最大<u>2.0</u>億円の助成を行う「企業立地促進条例」の活用や、中小企業等への操業支援・工業系土地利用保全を目的とする「工業集積促進事業」等を推進するとともに、新たに「公有地の拡大の推進に関する法律による先買いに係る土地を供することができる用途の範囲の拡大」の支援措置を活用し、公有地の有効活用による有力企業誘致を推進する。</p> <p>(略)</p> <p>5-2 (略)</p> <p>5-3-1 支援措置を適用して行う事業</p> <p>5-3-1-① (略)</p> <p>5-3-1-②</p> <p>【B0501】 (略)</p> <p>【B0502】外国人研究者等に対する入国申請手続きに係る優先処理事業（法務省）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 支援措置の対象となる機関</p> <p>本支援措置の対象となる機関は以下の<u>5機関</u>である。</p> <p><外国人研究者受入れ機関></p> <p>①独立行政法人理化学研究所（横浜研究所）</p> <p>②公立大学法人横浜市立大学（鶴見キャンパス）</p> <p><外国人情報処理技術者受入れ機関></p> <p>③株式会社U STAGE</p> <p>④株式会社アクセル・ソリューションズ・ジャパン</p> <p>⑤アーズ株式会社</p>	<p>(3) (略)</p> <p>5 目標を達成するために行う事業</p> <p>5-1 全体の概要</p> <p>企業誘致等については、引き続き、課税特例や最大<u>5.0</u>億円の助成を行う「企業立地促進条例」の活用や、中小企業等への操業支援・工業系土地利用保全を目的とする「工業集積促進事業」等を推進するとともに、新たに「公有地の拡大の推進に関する法律による先買いに係る土地を供することができる用途の範囲の拡大」の支援措置を活用し、公有地の有効活用による有力企業誘致を推進する。</p> <p>(略)</p> <p>5-2 (略)</p> <p>5-3-1 支援措置を適用して行う事業</p> <p>5-3-1-① (略)</p> <p>5-3-1-②</p> <p>【B0501】 (略)</p> <p>【B0502】外国人研究者等に対する入国申請手続きに係る優先処理事業（法務省）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 支援措置の対象となる機関</p> <p>本支援措置の対象となる機関は以下の<u>4機関</u>である。</p> <p><外国人研究者受入れ機関></p> <p>①独立行政法人理化学研究所（横浜研究所）</p> <p>②公立大学法人横浜市立大学（鶴見キャンパス）</p> <p><外国人情報処理技術者受入れ機関></p> <p>③株式会社U STAGE</p> <p>④株式会社アクセル・ソリューションズ・ジャパン</p>

新

また、各機関において実際に本支援措置を活用する施設名、所在地は以下のとおりである。

機関名	施設名	所在地	概要	外国人の活動
独立行政法人理化学研究所	横浜研究所	横浜市鶴見区末広町1-7-22	ライフサイエンスの拠点として、ゲノム科学、植物科学、遺伝子多型、免疫アレルギー科学の4分野についての研究	ライフサイエンス
公立大学法人横浜市立大学	鶴見キャンパス	横浜市鶴見区末広町1-7-22	隣接する理化学研究所横浜研究所と連携したゲノムの研究	ライフサイエンス
株式会社U-STAGE	本社	横浜市戸塚区品濃町503-10 グラフテック東戸塚ビル5F	建設用CADデータ作成ソフトの自社開発・販売、およびネットワークソリューションの提供	情報処理活動
株式会社アクセル・ソリューションズ・ジャパン	本社	横浜市中区本町1-7 東ビル5F	マルチメディア、画像処理、通信、組み込み等のシステム開発	情報処理活動
アーズ株式会社	本社	横浜市神奈川区栄町5-1 横浜クリエイションスクエア15F	無線モジュール、センサネットワークシステムの開発	情報処理活動

旧

また、各機関において実際に本支援措置を活用する施設名、所在地は以下のとおりである。

機関名	施設名	所在地	概要	外国人の活動
独立行政法人理化学研究所	横浜研究所	横浜市鶴見区末広町1-7-22	ライフサイエンスの拠点として、ゲノム科学、植物科学、遺伝子多型、免疫アレルギー科学の4分野についての研究	ライフサイエンス
公立大学法人横浜市立大学	鶴見キャンパス	横浜市鶴見区末広町1-7-22	隣接する理化学研究所横浜研究所と連携したゲノムの研究	ライフサイエンス
株式会社U-STAGE	本社	横浜市戸塚区品濃町503-10 グラフテック東戸塚ビル5F	建設用CADデータ作成ソフトの自社開発・販売、およびネットワークソリューションの提供	情報処理活動
株式会社アクセル・ソリューションズ・ジャパン	本社	横浜市中区本町1-7 東ビル5F	マルチメディア、画像処理、通信、組み込み等のシステム開発	情報処理活動

新	旧
<p>(3) 上記(2)の機関が、出入国管理及び難民認定法別表第1の5の表の下欄の事業活動の要件を定める省令(平成18年法務省令第79号)に定める要件に該当するものであること並びにそのように判断した理由</p> <p>(略)</p> <p><外国人情報処理技術者受入れ機関></p> <p>IT関連企業の研究開発に関しては、現在、優秀な外国人情報処理技術者の活用が進んでおり、今後、横浜のIT産業が更に発展していくためには、ITビジネスが国境を越えてリアルタイムに展開される状況の中で、外国人研究者等に対する入国申請手続に係る優先処理の支援措置を適用することにより、外国人情報処理技術者が迅速に申請手続等を済ませることができる環境が必要である。これにより、外国人情報処理技術者が研究開発や事業活動に専念することができるとともに、ボーダレスな事業活動がスムーズに横浜から展開されるようになる。</p> <p>「株式会社U STAGE」、「株式会社アクセル・ソリューションズ・ジャパン」及び「アーズ株式会社」は、高い競争力を有する自社製品の開発や、外国人情報処理技術者を活用した高品質なシステム開発を行っており、そのために必要な体制を十分に備えているといえる。これら製品の海外展開や外国人情報処理技術者の受入を考えたときに、本支援措置を活用することでよりスムーズに事業展開を図ることができる。</p> <p>(略)</p>	<p>(3) 上記(2)の機関が、出入国管理及び難民認定法別表第1の5の表の下欄の事業活動の要件を定める省令(平成18年法務省令第79号)に定める要件に該当するものであること並びにそのように判断した理由</p> <p>(略)</p> <p><外国人情報処理技術者受入れ機関></p> <p>IT関連企業の研究開発に関しては、現在、優秀な外国人情報処理技術者の活用が進んでおり、今後、横浜のIT産業が更に発展していくためには、ITビジネスが国境を越えてリアルタイムに展開される状況の中で、外国人研究者等に対する入国申請手続に係る優先処理の支援措置を適用することにより、外国人情報処理技術者が迅速に申請手続等を済ませることができる環境が必要である。これにより、外国人情報処理技術者が研究開発や事業活動に専念することができるとともに、ボーダレスな事業活動がスムーズに横浜から展開されるようになる。</p> <p>「株式会社U STAGE」及び「株式会社アクセル・ソリューションズ・ジャパン」は、高い競争力を有する自社製品の開発や、外国人情報処理技術者を活用した高品質なシステム開発を行っており、そのために必要な体制を十分に備えているといえる。これら製品の海外展開や外国人情報処理技術者の受入を考えたときに、本支援措置を活用することでよりスムーズに事業展開を図ることができる。</p> <p>(略)</p>
<p>(4) 本支援措置を活用して取組む地域再生の内容</p> <p>(略)</p> <p><外国人情報処理技術者受入れ機関></p> <p>横浜に立地するIT関連の機関は、入国申請手続に必要な期間が短縮することで、より早期に、そしてよりタイムリーに事業活動並びに開発活動等に着手することが可能となり、より一層のIT産業に係るビジネス環境が整うことになる。</p> <p>こうした取組みを推進することにより、優秀な外国人情報処理技術者や企業等の誘致が進み、横浜に先端的なIT産業拠点の形成が図られることとなる。さらに、横浜およびそ</p>	<p>(4) 本支援措置を活用して取組む地域再生の内容</p> <p>(略)</p> <p><外国人情報処理技術者受入れ機関></p> <p>横浜に立地するIT関連の機関は、入国申請手続に必要な期間が短縮することで、より早期に、そしてよりタイムリーに事業活動並びに開発活動等に着手することが可能となり、より一層のIT産業に係るビジネス環境が整うことになる。</p> <p>こうした取組みを推進することにより、優秀な外国人情報処理技術者や企業等の誘致が進み、横浜に先端的なIT産業拠点の形成が図られることとなる。さらに、横浜およびそ</p>

新	旧
<p>その周辺に立地する様々な産業群とのネットワーキングなど通じて、日本を代表する IT 産業の拠点となり、本市が目指す「横浜型 IT 産業クラスター」の形成につなげていく。</p> <p>なお、本機関が本支援措置を活用して行う地域再生に資する事業は、次のとおりである。</p> <p>「株式会社U S T A G E」は、高い付加価値を有する独自作成ソフトを自社製品としてもち、またそのための高い技術力を備えている。「株式会社アクセル・ソリューションズ・ジャパン」は、インド系企業として、CMMI レベル 5 を取得した開発力を活かしたサービスを国内で提供している。「アーズ株式会社」は、<u>無線センサーネットワークの分野で高い技術力を有し、各大学や研究所と共同で新しい技術開発にも積極的に取り組んでいる。</u>このような機関が、こうした製品・サービスをより高度化し、さらにはマーケットを拡大するための海外展開等を志向することは、横浜の IT 産業の振興に大きく寄与し、「横浜市 IT 産業戦略」で目指す「横浜型 IT 産業クラスター」の形成につながっていくものと考えられる。</p> <p>5-3-2 独自の取り組み</p> <p>地域再生法による支援措置を活用するほか、横浜市が推進する独自の経済活性化策として、以下の取り組みを行う。</p> <p>(1) 企業立地促進条例等による企業誘致の推進</p> <p>「企業立地促進条例」を活用した支援措置により、企業誘致を推進するとともに、「<u>中小製造業経営革新促進助成</u>」制度の活用等により、中小工場の新増設の促進や工業系土地利用の保全を図る。</p> <p>(2) ~ (4) (略)</p> <p>6~8 (略)</p>	<p>の周辺に立地する様々な産業群とのネットワーキングなど通じて、日本を代表する IT 産業の拠点となり、本市が目指す「横浜型 IT 産業クラスター」の形成につなげていく。</p> <p>なお、本機関が本支援措置を活用して行う地域再生に資する事業は、次のとおりである。</p> <p>「株式会社U S T A G E」は、高い付加価値を有する独自作成ソフトを自社製品としてもち、またそのための高い技術力を備えている。「株式会社アクセル・ソリューションズ・ジャパン」は、インド系企業として、CMMI レベル 5 を取得した開発力を活かしたサービスを国内で提供している。このような機関が、こうした製品・サービスをより高度化し、さらにはマーケットを拡大するための海外展開等を志向することは、横浜の IT 産業の振興に大きく寄与し、「横浜市 IT 産業戦略」で目指す「横浜型 IT 産業クラスター」の形成につながっていくものと考えられる。</p> <p>5-3-2 独自の取り組み</p> <p>地域再生法による支援措置を活用するほか、横浜市が推進する独自の経済活性化策として、以下の取り組みを行う。</p> <p>(1) 企業立地促進条例等による企業誘致の推進</p> <p>「企業立地促進条例」を活用した支援措置により、企業誘致を推進するとともに、「<u>工業集積促進助成制度</u>」の活用等により、中小工場の新増設の促進や工業系土地利用の保全を図る。</p> <p>(2) ~ (4) (略)</p> <p>6~8 (略)</p>